

# 平成27年塩尻市議会6月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日時 平成27年6月22日（月） 午前10時

○場所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第4号 訴えの提起について

議案第5号 市道路線の認定について

議案第6号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出7款商工費、8款土木費

陳情6月第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情

陳情6月第5号 TPPに関する国会決議の実現を求めることについての陳情

### ○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	村田 茂之 君
委員	中野 重則 君	委員	牧野 直樹 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	中村 努 君
議長	金田 興一 君		

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○説明のため出席した参考人

陳情説明員	長野県単位農協労働組合連合会	書記長	花岡 修 君
陳情説明員	塩尻市農業協同組合	代表理事理事長	西村 泰博 君

---

### ○議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

---

午前 9時58分 開会

○委員長 おはようございます。定刻より少々早いですが、全員出席でございますので、ただいまから6月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。この際申し上げます。審

査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用していただきたいと願います。それでは、審査に入る前に理事者より挨拶をお願いいたします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 おはようございます。産業建設委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、議案を提出をさせていただいてございます。どうぞよろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりでございます。詳細の日程については、村田副委員長より申し上げます。

○副委員長 おはようございます。それでは、説明させていただきます。本日、議案及び陳情の審査をいただき、委員会終了後、昼食を挟んで株式会社サイベックコーポレーション、精密金型なり、塩尻の中では製造販売の1つではないかなと思います。への視察を行います。出発時間につきましては、審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思いますが、おおむね午前11時30分の出発を予定しております。庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いいたします。午後3時ごろに視察を終了し、市役所へ到着後、午後5時45分から中信会館ベルヴィホールにて懇親会を開催いたします。午後5時40分までには会場にお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 それでは、よろしくお願いいたします。それでは審査に入ります前に、今回委員が交代いたしましたので、職員の自己紹介をゆっくりお願いをいたします。きょうは審査事項が。委員の皆様には産業建設委員会担当部課の係長以上の職員名簿をお配りさせていただきましたので、ここでは課長級の職員の自己紹介をお願いをいたします。

○産業振興事業部長 産業振興事業部、建設事業部、水道事業部という3部になりますので、産業振興事業部のほうから順を追って課長職員の紹介をさせていただきますのでお願いします。

○委員長 これを許します。

### 〔職員自己紹介〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、審査に移ります。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を、これを認めます。それでは、早速議案のほうに入ります。

---

### 議案第4号 訴えの提起について

○委員長 議案第4号、訴えの提起についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 それでは、議案第4号について説明いたします。議案関係資料10ページをお願いいたします。議案第4号、訴えの提起について。まず、提案理由でございますが、土地所有権移転登記手続請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

次に、概要でございます。相手方は上野顕生氏。住所は広丘郷原でございます。対象となる土地は、塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1762番18。地目は山林、地積は132平方メートルでございます。この土地につき

ましては、広丘西通線計画区域内にあり、既に工事が終了しておるところでございます。

訴えの要旨でございます。相手方が所有するこの土地につきまして、都市計画道路広丘西通線整備事業用地として市が相手方に本件土地の代金を支払い、所有権移転登記を求めたところでございますが、相手方がこれに応じないため、本件土地の所有権移転登記手続の訴えを提起するものでございます。

訴訟遂行の方針でございますが、アといたしまして、相手方が本件土地の所有権移転登記手続を行う旨の申し入れをし、かつその履行が見込まれる場合は和解するもの。イといたしまして、判決の結果、必要がある場合は上訴するものでございます。これの経過につきましては、5月21日に開催されました全員協議会におきまして報告させていただいたものでございますので、本日は簡単に説明させていただきます。

そもそも、この土地につきましては、土地名義人が上野顕生氏でございました。その隣接する方、Aさん、Bさん、ございましたが、その方々が以前からそれぞれこの土地について耕作をしておったものでございます。ここを買収するに当たりまして、その所有の関係で、お一人の方Aさんにつきましては権利を放棄と。Bさんにつきましては時効の手続きを、裁判を起すということになりました。裁判が長引くということで、上野さん、Bさん、それと市と入りまして、この土地につきまして合意書を結んだものでございます。合意書の内容といたしましては、本件訴訟が確定したときには、裁判結果に基づき各権利者へ土地代を支払うこととし、また所有権移転につきましては、裁判の判決の結果によらず、上野さんから塩尻市へ直接行うこととするという内容でございました。

その後上野さんとBさんの裁判が確定しまして、Bさんの所有するところとなったものでございます。これに伴いまして上野さんの弁護士に土地代金を預けておきましたので、そこで判決の結果に伴って代金が支払われたものでございます。しかしながら、上野さんから市に対して土地所有権登記手続に必要な書類の提出がなかったため、現在に至り、これを解決するためには裁判しかないということでございまして、今議会におきまして、訴えにつきまして議決をいただきたいというものでございます。以上、御審議よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御意見、御質問ございますか。

○中村努委員 この件に直接ではないんですが、同様の問題を抱えているような箇所、都市計画道路に限らず、道路あるいは公共用地等で似たような問題、抱えているものっていうのはありますか。

○都市計画課長 都市計画におきましては、ここまで解決に至らないというような事例はございません。細かい話をいたしますと、登記できない道路とかはあるというふうには認識しておりますけれども、問題にはなっていないというふうに捉えております。以上です。

○中村努委員 市内にはよく未登記道路で所有権が市に移っていない部分、たくさんあるかと思うんですが、これらの解消の方針があったら教えてください。

○建設課長 その都度ですけど、その事業をやるときに、そういうのがいろいろと発覚してきます。そのときにそれぞれ救済の願い等、現道で、道路台帳で道路幅員っていうのはもう決まっておりますから、そこまではもう完全に寄附をしていただくということでやっております。あと、税金の関係につきましても、公衆用道路ということで減免させていただいております。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** じゃあ、私のほうから。基本的に弁護士の先生からこういう方針をとということで全協でも説明をいただきましたが、訴訟のほうの勝訴できるというところについては、大丈夫だということによろしいのでしょうか、確認ですが。

○**都市計画課長** これまで弁護士の先生と話をしている中では、負ける要素はないんじゃないかというところ聞いております。

○**委員長** ちなみに、負けた場合は上訴するというので、その方針は変わらないということでしょうか。

○**都市計画課長** はい、この方針は変える予定はございません。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、ほかによろしいでしょうか。

自由討議については、割愛をさせていただきます。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号、訴えの提起については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第5号 市道路線の認定について

○**委員長** 議案第5号、市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**建設課長** それでは、議案関係資料の11ページをお開きください。市道路線の認定について。提案理由。市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、2路線でございます。開発事業に伴うものでございまして、塩尻市市道路線認定基準に適合するため、2路線を認定するものでございます。まず1路線目、高出3区になります。高校南支線でございます。恐れ入ります。12ページをお開きください。場所につきましては、東京都市大学塩尻高等学校の南側になります。塩尻志学館高校の北側の開発道路でございまして、片側にV S側溝の30型が入っており、東側です。西側にはL型側溝が入って、配水につきましては浸透ます処理、当然舗装等はしっかりできているものでございます。

11ページへ、またお戻りください。次の路線につきましては、場所は堀ノ内になります。大小屋寺田2号支線ということでございまして、13ページをお開きください。国道153号線からの南側になります。田川との間でございまして、済みません、幅員が4.2メートルということで、延長23メートル、片側、南側にV S側溝が入っており、北側にL型側溝が入って、浸透ます処理により、奥に3軒が、住宅が建っている場所でございます。今回この市道2路線で64メートルの増ということで、総延長が88万9,968メートルということになります。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、自由討議は割愛をいたしまして、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号、市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第6号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出7款商工費、8款土木費

○委員長 次に議案第6号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出7款商工費、8款土木費を議題といたします。それでは、説明を求めます。

○ブランド商工観光課長 それでは、説明をさせていただきます。予算書15ページ、16ページをお開きください。7款商工費1項商工費5目観光費19節負担金補助及び交付金150万円でございます。観光施設整備事業でございます。外国人の旅行者の受入環境整備事業補助金でございます。長野県が平成27年、ことしの4月14日に制定しました外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付要綱に基づきまして塩尻市外国人旅行者受入環境整備、無線LAN機器設置整備費補助金交付要綱を設置いたしました。対象者は民間の宿泊施設、それから民間の交通事業者でございます。民間宿泊施設につきましては、機器の購入あるいは設置に対しまして2分の1以内の補助、限度額が30万円ということ。それから民間の交通事業者に対しましては、対象は同じであります。補助が2分の1以内で、こちらは上限が設けられてございません。150万円の予算根拠でありますけれども、あらかじめアンケート調査をしております。市内の宿泊施設47件中、希望5件につきまして限度額の30万円を計上したものでございます。なお、この補助金は、市町村が補助をしました経費に対して県が補助をするという間接補助事業でございます。以上です。

○建設課長 引き続き、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費をお願いいたします。資料を用意しましたので、配付させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○建設課長 それでは、一番上の白丸の生活道路整備事業4、843万円の補正ということで、黒ポツ、市道新設改良工事4、550万円です。内訳につきましては、凍上の関係でございます。先ほど資料、用意させていただきました。今回4,000万円です。25カ所ということで、延長では959メートル、3,628平米を行うものでございます。箇所につきましては、次ページのほうを見ていただければと思います。昨年12月から3月の120日間の間に、平均気温がマイナスの日が49日、最低のマイナスの日が97日とありまして、かなり凍みた冬期間でございました。市内全域からの地区要望、市民からの通報でいきますと、78路線。延長でいきますと3,795メートル、面積でいきますと1万6,000平米余で、工事費につきましても1億7,000万円余の復旧となっております。限られた予算でございますので、私どもの頭を使い、体を使い、ほかの事業部か

らも協力をいただく中で、この4, 000万円で選択と集中で、この25路線を行うものでございます。あわせて550万円につきましては、田川の左岸の堤防道路、神田橋の南側でございますが、100メートル、堤防道路の道路改良工事を行うものでございます。この件につきましては、二、三回、2年、3年と予算を盛って流してきたわけでございますが、今回地主のほうからも協力をするというところでございまして、今回補正対応で行うものでございます。その下の黒ポツ、用地取得費につきましては、その田川左岸の堤防道路の293平米の買収でございます。

その下の白丸、幹線道路整備事業、支障物件移転補償費でございます。場所につきましては、ふれあいセンター広丘の関連でございます。堅石高出線諏訪倉庫の交差点の関係でございまして、支障物件移転補償費でございまして、一番主なものにつきましては、信号機の移設でございます。なぜ当初に盛っていなかったということでございますが、塩尻警察署の交通信号機更新計画があったため、市の交差点改良にあわせてその改良を実施してもらうように前年度では要望を行ってきたものでございますが、4月になって塩尻警察署からの回答で、更新は最小限の制御機のみとすることであったため、今回1,900万円余を補正させていただくものでございまして、そのほかにつきましては、交差点の角にあります貸事務所の駐車スペースを確保するために建物の東側の一部を改造し、駐車場スペースを生み出すために補償費を補正するものでございます。

その下の白丸、道路施設長寿命化改修事業でございます。測量設計調査委託料でございます。場所につきましては、アルプスグリーン街道にあります桔梗大橋でございます。これにつきましては、県の工事として、県の農道整備の工事としまして、来年度、今予算要求を行っているところでございますが、向こうで予算が通った場合には、やっていただけるということで、今その下調査ということで、橋の耐震調査を行うものでございまして、今回50万円の調査費を盛りさせていただくものでございます。私からは以上です。

**○都市計画課長** 続きまして、4項都市計画費3目社会資本整備総合交付金事業費、白丸、都市計画道路整備事業でございます。先ほどの議案第4号に係る広丘西通線用地の所有権移転登記手続き請求の裁判を行うために、弁護士委託料として30万円をお願いするものでございます。なお、訴えにおきましては、訴訟費用は相手方の負担とすることを求めています。訴訟費用として認められている内容は、手数料、郵便料、証人の日当、旅費等でございます。損害賠償請求訴訟で弁護士費用が訴訟費用に含まれる場合というものは、交通事故などの不法行為を原因とする場合に限られています。しかしながら、今回の訴訟は契約違反、債務不履行を原因とする場合ということでございますので、弁護士費用は訴訟費用には含まれず、市が負担することになります。以上、御審議よろしく申し上げます。

**○委員長** それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

**○中村努委員** 観光施設整備事業についてですが、希望者が5件という説明だったんですが、これは、ほかのところは特に必要ないという判断だったんでしょうか。

**○ブランド商工観光課長** 今回の制度を活用するに当たりまして、県のほうから第1回目の希望調査がございまして、そこに上がった件数が、実は6件ございましたけれども、1件については締め切り後ということでありましたので、一旦は5件ということではありますが、引き続き県のほうでは環境を整えようということでもありますので、再度関係者に対しては要望を聞くような形を予定しております。

**○中村努委員** それで、そういう環境が整ったところで、奈良井宿、平沢等を初めとした観光案内につながるよ

うなアプリというのは何か開発されていますでしょうか。

○ブランド商工観光課長 その点につきましても同時に開発をしていこうということで、現在観光協会のほうの事業で取り組みを始めております。まだ形にはなっておりませんが、いずれにしましても環境が整って情報が出されないと、それは意味がありませんので、同時に整備をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 ほかにございませんか。

○古畑秀夫委員 生活道路の部分でたくさんあって、とりあえず25カ所をやるということですが、そのほかいろいろと地元要望あると思うんですが、その辺、今後どういうふうに対応していくのか、考え方があればお示しください。

○建設課長 市内、まだ全部行き渡らないところもあるというのは承知しております。先ほど言いました、他の部門と言いまして、水道事業部のほうにもお願いしながら、水道管が入って陥没しているような場所等は、そこら辺を協力を得ながら、その後交通事故等に遭わない、その辺も見ながら、また現況を見る中で、補正対応等も財政サイドのほうへ要求していく所存でございます。以上でございます。

○古畑秀夫委員 地元からもいろいろと聞いておりますので、ぜひそんな対応をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにございませんか。

○中村努委員 田川の左岸の堤防道路の関係ですが、これは確定ということでしょうか。

○建設事業部長 10年以上交渉を続けてきて、なかなか難しい方ですね、最後私のほうでちょっと担当させていただきましたのでお話しさせていただきますが、100%ではございませんが、今回ここで補正をさせていただいて契約をお願いしたいということについては基本的に合意をいただいておりますので、そういう形で進めるかなと思っております。

○中村努委員 長年の懸案事項ですので、ぜひ取りまとめをお願いしたいということと、あとですね、これ田川に限らないのかもしれませんが、堤防道路を通学路として横断しなきゃならない箇所が何カ所かあるかと思いますが、堤防道路の何て言うんですかね、歩行してもいいよというような設備、横断歩道ですとか、松本のほうではよく交差点にカラー塗装をしてあるんですが、なかなか教育総務課のほうで横断旗を設置したくても、渡っていいよという道路のあれがないと、なかなか設置できないっていうようなことを聞いているんですが、その辺いかがでしょうか。

○建設課長 近いうちに通学路の安全点検を実施する予定でおります。また、そういう箇所がありましたら事前に言っていただいて、関係部署と一緒に見ながらやっていきたいと思っております。ただし、その横断歩道、グリーンベルトにつきましては、全部公安委員会の指示のもとじゃないと、私どもできませんので、御承知おきいただきたいと思っております。

○委員長 ほかにございませんか。

ないので、自由討議を割愛いたしまして、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出7款商工費、8款土木費については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出7款商工費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。議案についての審査は以上です。

それではですね、きょう、陳情について、陳情の提出者の方、説明に来ておりますので、少々時間をいただいて、休憩にしますか。じゃあ10分ぐらい、休憩をいたします。お願いします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時37分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。陳情の審査に移ります。当委員会に付託された陳情は2件であります。

---

### 陳情6月第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情

○委員長 最初に平成27年6月第2号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいが、これはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日はですね、提出者でございます長野県単位農協労働組合連合会書記長の花岡修さんがいらしておりますので、説明をお願いをいたします。お願いします。

○陳情説明員 今、御紹介いただきました、私は長野県単位農協労働組合連合会の書記長をやっています花岡と申します。私たちはですね、農協に勤める、働く労働者の労働組合の連合体になっています。きょうはこのような場を設けていただきましてありがとうございます。今回ですね、農協改革をはじめとした農業改革に関する陳情を提出しまして、その御説明にまいりました。

まずですね、冒頭に、きょうですね、私の説明のためにですね、資料を用意しましたので、ぜひ皆さんに見ていただきたい、お配りいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長 各委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、お配りください。

○陳情説明員 今お配りいただきました資料が、私の説明の資料となります。番号を振ってありまして、①というふうに書いてあります表紙のページですが、これが私の説明のレジュメとなります。次のページからですね、8ページ目までが、既に規制改革会議で出されております今回の法案の説明資料となっております。1番目が、規制改革会議の農業分野と書かれているその分野の改革の趣旨です。それを規制改革会議の中で説明するために農林水産省が用意した資料が、絵入りの資料が③から⑧のページになっています。最後の⑨のページですが、今回の農業改革、農協改革をはじめとしたということですが、農協に関する改革も含まれておりますので、それについて国際協同組合同盟ICAから今回の農協改革に関する批判的な文章が、批判する文章が出ておりますので、それを載せさせていただきます。2ページから、先ほども申し上げましたように、規制改革会議で出された文章について、私のほうからはある意味では批判的、批判しながらということですが、御説明する形になっている



ことを御了解ください。説明はですね、1 ページ目の、①のページの説明という、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情の趣旨説明というところを使って御説明します。

冒頭にですね、そこには書いてないんですが、今回の、今国会ですね、今開催中の国会に提案されている法案の名前ですけれども、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案という法律です。が、今提案されているものです。法律案からするとですね、農業協同組合法の一部を改正するとありますので、この問題は農業協同組合の問題ではないかというふうに捉えられがちなんですけれども、これは私も県下の幾つかの議会でお話ししてきましたけれども、今回のこの農業改革、農協改革についてはですね、農協の問題ではなく、日本の食料を誰が責任を持つのか、誰が担うのか、どうしていこうとしているのかっていう重大な問題を含むものだというふうに考えておまして、今回の説明をぜひさせてくれというお願いをしたところであります。

レジュメに従ってですね、①のですね、レジュメに従って申し上げていきます。1 番目に、規制改革会議の農業に関する認識についてということを書いてあります。1 番から 3 番まであります。1 番目に書いたのはですね、これまでの農業政策の失敗を農協の責任に転嫁しています、というふうに書きました。これについてはですね、今説明しましたように、②のところの農業分野の 1 番、冒頭にあります規制改革会議の目的と検討の視点というところに、政府が考える今の農業に対する問題意識が書かれています。そこにはですね、農業の後継者不足、それから耕作放棄地の問題、それからこれからの農業をどう発展させていくかということが書かれていますが、今、日本の農業、食糧自給率は 39% にまで落ち込んでおります。農業後継者がいないという、少ないということも事実です。しかし、その原因は誰がつくったのかということなんです。今回の農協改革の法案の趣旨に照らしていきますとですね、日本の農業は小規模化で非効率的だと。それを守ってきた農協の方針、方策が問題があるんだと。だから、今回農協を改革しようじゃないかという趣旨になっております。しかし、皆さん御承知のように農業政策、食糧政策は政府の責任で今行っております。今もそうですし、過去もそうでした。歴史的にそうでした。今現状、食糧自給率 39% まで落ち込んでいるその原因をつくってきた政府の農業政策の責任を放棄してですね、農協に転嫁しているというふうに私は考えております。

2 番目に書きました、じゃあ今農業をどうしようとしているのかということですが、市場原理と効率化で海外との価格競争に勝てると考えている、というふうに書いてあります。これですね、よく言われています、日本の中山間地を中心とした小規模な農業、家族農業を中心とした農業ではなく、規模拡大すれば価格が、国際競争力がつくんだというふうに言われていますけれども、日本のですね、1, 000 倍の農地を使った農業、あるいはですね、ニュージーランドなんかを中心としてですね、餌代のいらぬ酪農、これに規模拡大で農協、日本の農業が勝てるわけないと私は思っております。それでも、企業戦略によって価格競争に勝てるというふうはこの法案の中では書かれております。そのための手立てが書かれているというふうに思っています。これは、基本的な認識として誤っていると私は考えています。

3 番目ですが、組合員が自主的に設立した協同組合を法改正によって変質させようとしています、というふうに書きました。これは、先ほど 9 ページに、国際協同組合同盟が批判している内容と全く同じ内容です。地域の農家が集まって助け合いの組織をつくってきた。それをですね、自立的な組織だというふうに政治も言っているにもかかわらず、その自立的な組織を政策的に、法律的に解体しようとしているのが今回の法案だというふうに考えております。

2番目に書きました安倍首相の主張する「農業を成長産業にする」ための手法ということで、2つ、そこにあります。このようにして成長産業にするんだというふうに言っています。1つ目が農業への企業参入です。そのために今小規模農業、家族農業が障害になっていると。だからこれを排除しよう。この2つがですね、農業を成長産業にするための手法として書かれています。企業がですね、農業に参入することは、大きな資本力を持って農地を集約し生産するというので、一転効率的になるんじゃないかというふうに思われがちなんですけれども、企業の目的は何でしょうか。利益を上げるためです。利益を上げて出資した株主に配当をすることが企業の最大の目的であり、その全てです、企業の存続する。

そうするとですね、3番目に書きました企業と担い手だけによるですね、農業にしていくための方策として、それを実現するためにどうするかということが書いてありますけれども、既に1番目にありますが、減反政策の廃止をしました。減反政策を廃止することによって、今米をつくっている農家がふえます。減反をしないということですので自由に米がつかれるわけですので、そうすると米農家は米をつくって自分のお米を売りたいというふうになるでしょう。そうするとお米は過剰になり、価格は暴落します。そうするとですね、暴落していけば、農家は経営が維持できなくなって離農します。そうすると、遊休農地がふえます。2番目に書きました、農地を、放棄された耕作農地を、放棄地をですね、集約します。既に日本全国で、農地中間管理機構が創設されました。そこにですね、使われなくなった農地を集約し、企業に貸し出すということが進められようとしています。3番目、4番目ですね、そうやってですね、農業生産法人の要件を見直して、大規模農業、企業が農業に参入できる仕組み、法律的な裏づけを今つくろうとしているのが今回の法案です。企業の農地取得をするために農業生産法人の要件を緩和しようとしているのが今回の法案の内容です。例えばですね、塩尻市に農家がいたと。東京に本社のある株式会社が1人だけ農業をやる役員を塩尻市に配置すれば、東京に本社のある農業法人は塩尻市の農地を取得できるわけですね。そのように農地要件を緩和しようとしています。そういうことです。そういう規模拡大の障害になるとして、農協を解体しようとしているのが今回の法案の目的だということです。家族農業よりも大規模化、小規模農業よりも企業経営、そのために、そういう方策を進めるために協同組合を解体し、事業も企業に渡すと。農業を企業の利益のために解放するというのを進めようとしているというものです。

先ほどもちょっと言いましたけど、企業が農業をしてもいいんじゃないかという意見も私も聞きます。しかしですね、大きな違いは何か。企業はですね、先ほども言いましたけれども、利益を上げて株主に配当するというのが最大の目的になります。ということですね、国民に対して安全・安心な食料の安定供給についての責任はどう守られるのかということが課題になってくるわけです。そこにありますように、1番目に利益を目的とした食料生産では安全・安心よりも利益を上げることが優先されます、ということです。これは当然ですね。株式会社、もし皆さんが社長であれば、利益を上げること、そこに働く従業員をどう雇うか、雇用を守るか、そして自分の会社をどう発展させるかということが安全・安心よりも優先されるのは仕方ないことです、というふうに変わっていくのではないかと心配を抱えています。

それから、2番目に書きましたのは、利益を第一とする企業は国産よりも安い農産物を輸入し、加工、販売が進むんじゃないかというふうに考えています。これが六次産業という方式ですけども、今ね、初めはですね、国産の農産物を使っているかもしれませんが、利益を上げるためには輸入したもの、お米なんかは特にそうだと思うんですが、輸入してそれを販売する、そういう方式に変わってってしまう。すなわち日本の食料生産が

徐々に衰退していってしまうのではないかという心配を抱いているところです。3番目は、企業の利益のためには投機的商品作物、それから輸入依存ということを書きました。

4番目に書いたのはですね、そのことによって農業協同組合、これがですね、地域の暮らしを成り立たせるために、余りもうからない、利益が上がらない事業であっても、生活のために、地域の暮らしを守るためにみんなが協同して助け合いの組織として協同組合をつくったんですが、その協同組合の組織もなくなり、インフラもなくなってしまうのではないかという心配が立っているところです。

5番目に書いたのが最後ですが、先ほども冒頭に申し上げましたけれども、日本の食料に誰が責任を持つのかということです。今はですね、国の食料・農業政策によって行政と農協が一体となって、地域農家の御指導をしながら、協力を得ながら国産の農産物、農業を守ろうということで頑張っているところです。しかし、今回の農業改革のですね、企業の食料戦略、市場主義経済によって食料が委ねられていく。その企業の食料戦略に食料が委ねられてしまうのではないかというふうに危惧しているところです。企業・大規模の担い手による利益目的の農業ということになっていくのではないかということを心配しているところです。すなわち、安全・安心よりも利益優先、安心よりも株主配当優先、そういう農業に変わっていくのではないかというふうに心配しているところです。したがって、今回の陳情の事項にありますけれども、自主的なね、農協改革については、農協に自主的な改革に任せていただきたい。究極的には、今回の法案については廃案にさせていただきたいということが私たちの陳情の趣旨でもあります。ちょっと時間、短時間で申しわけないんですけども、以上で説明させていただきます。

○委員長 それでは、委員より質問、御意見ございますか。

○副委員長 非常に重たい課題だなんていう認識の中で、どのような対応をすればいいのか、ぜひ前向きな議論をしていきたいなと思っています。それで、私自身は2年か3年ほどかけて日本の農業を考えるということをやってきました。その中で、法人化の問題ですとか大規模問題とかっていうのを取り上げている中で、実際の展開の中でいろんな問題が出てきているのではないかなという認識です。1点目、ちょっと赤羽様に確認をしたんですが、単位農協労働組合というのは、実際には農家の方々を、農家の方々が参加している組合ということでよろしいでしょうか。であれば、例えば塩尻市の場合はどうな組合員数になっているかというようなことをちょっとお聞きしたいです。

○陳情説明員 私たちの長野県単位農協労働組合連合会というのはですね、農家ではなく、農協に働く労働者、労働組合です。労働組合ですので、まず私たちの生活基盤でもある農業協同組合ですね、働き口である農業協同組合ですので、そこを守りたいというのが1つあります。しかし、もっと大きな規模ですね、先ほどから申し上げましたように、この問題は農業協同組合の問題ではなく、日本の食料に対して誰が責任を持つのかという重大な問題を含むということを考えておりますので、そういう視点から、私たちは農協の労働者だけではなく全国の労働者、全労連っていうんですが、そういう仲間、それから消費者団体、それから食健連ですね、食料と健康を守る各界連絡会、そういうさまざまな、あるいは農民連というね、農民の団体、そういう皆さんと一緒にこういう陳情を全国各地で上げているところです。

○副委員長 ありがとうございます。そういう意味で、何と申しましょうか、非常に日常の農協さんの活動とさらに国策的なところがですね、いろいろ複雑に絡まっているような気がしますが、お話の中で多少論理の飛躍

があるような感想を持つんですけども、具体的に今回の陳情のところをもう一度確認させていただきますと、農協改革に当たっては家族農業経営を育てる、家族的農業経営者っていうんですか、農業者の方をいかに守るかという視点ですね。

それから一般企業家、民間企業の話につきまして、多少これも論理の飛躍があるような気もするんですけども、この問題というのは、本来国家として考えていこうじゃないかということであるわけで、それで農業の法人化っていうのは、私は1つの方法としてあるかなという認識を持っています。これについて廃止をとめるということですね、農業法改定や農業委員会の公選制などを廃止を求める、ちょっとこの辺がよくわからないんですね。今2つお話ししましたが、家族的農業を守るという観点と、それから公選制などの廃止を求めるというところをもう一度ちょっと具体的に説明いただけないでしょうか。

**○陳情説明員** 農業委員会に関してはですね、農業委員会は御承知のように日本の農地をどう守っていくのかということで、農地の乱開発とかですね、そういうことをとめるために農業委員会で審議しているわけですけども、今現状は、農業者が中心となって農業委員会を構成しています。そこに、その選任の方法も農業者を中心として構成されているところです。これをですね、各首長が選任して、議会の追認を得るというふうに書いてありますけれども、各市町村の首長が選ぶことができると、選任することができるという仕組みにかわっていますので、農地をどうするのかということが農業者とは別の次元で議論されることになるのではないかということによって農業がどんどん転用されて、日本の農地が工業用化されて工業用地にされていく。したがって農業をするための農地がどんどん減ってってしまうのではないかという心配をしているところです。初めの御質問はどういう内容でしたっけ。

**○副委員長** 家族的農業の守るといいますか、育てるっていうようなことを書いていますが。

**○陳情説明員** わかりました。済みません。国連が昨年指定しました国際家族農業年っていう年に、昨年、国連は指定しました。なぜかと言うとですね、今、企業主義農業が投機的な作物を中心としてつくられている。これからの持続的な食料生産を担うには家族的農業が一番いいんだ、理想的なんだということを国連が認めて国際家族農業年に指定しました。私もですね、持続的な農業をする、安全・安心な食料を安定的に供給するためには、企業農業ではなく、小規模で多少非効率的であっても家族農業が担うことがよりよい方策だというふうに考えております。私たちはそういうふうに考えておまして、だからこそ家族農業を守るべきだというふうに考えています。先ほどの農地取得の件でもありますけれども、例えばですね、企業が、本社を東京にする企業が農地を取得したと。そうするとですね、地域の農家はどうなるかということですが、その取得した企業の従業員になるわけですね。最悪、これは私の想像の範囲ではありますが、季節労働者としてその企業が農業者を雇うというようなことも十分考えられる。それによって地域農業は崩壊してしまうというふうに考えております。したがって、私たちは家族農業を守るべきだというふうに考えております。以上です。

**○委員長** ほかに委員より、御質問ございませんか。

**○古畑秀夫委員** 意見もいいですか。

**○委員長** 結構です。

**○古畑秀夫委員** 今説明を受けて、私も本会議で農業問題を今回のときに取り上げた前段で、少し今の動きについて、いわゆる今、国会にかかっている農協改革の内容が本当に農家の所得が上がるためなのか、そしてまた日

本の農業の食糧自給率が上がるのかということ、なかなかそうは見えなくて、企業がいわゆる参入しやすくすると。そうするとやっぱり今、私たちも中山間地に住んでいるわけですが、大変田んぼやなんかも1反歩、2反歩という小さいところですし、そういうところへは恐らく企業は参入してこない。そういうところは今、農協、洗馬ですけれども、洗馬も多分塩尻もそうだと思うんですが、農協で管理したり、塩尻市も農業公社をつくってそれを管理して、何とか今、荒廃農地を守りながら食糧自給率を高めるというような形で進めておるわけですが、これ、企業が参入してくるということになりますと、やっぱり企業はもうけの、そして条件のいい農地だけを確保して、そこでつくっていく。企業のもうけのためにつくっていくということになっていってしまうんじゃないかなという心配がありますし、やはり外国に食料を基本的に依存するということは大変危険でありまして、今、安保法制の問題で国会で大変議論になっておりますけれども、本来からいくと食糧安保なんていう言葉もありますが、食糧をきちんと確保しないと、もし今アメリカやオーストラリアから輸入していますけれども、その国民が例えば食糧ができなくて、その皆さんが飢えても、日本へそれじゃあ輸入してくれるかっていうと、そういうことはあり得ないわけでありまして。日本はもう70年前は、本当に私もわずかに経験はしていますけれども、食べるものもなくやっとな生活をしてきたというのが、ついこの何十年前ということを見ると、もっとちゃんとした農業政策で日本の農業を守るという立場からいきますと、今回出されております陳情については賛成をしていきたいなと思います。以上です。

○委員長 ほか質問等はございませんか。

○副委員長 ぜひ行政側の農業再生というお立場からお考えをお聞きしたいんですが。

○委員長 村田委員に申し上げます。参考の確認等は求めることはできますが、行政側に意見等を求めることは前例がございませんので、お控えいただきたいと思います。

○中村努委員 御説明をいただいたわけなんですけど、私も農業の専門家ではないので、本当の現場の対策というのはよくわかんないんですけど、私たちが住んでいる身近にあって耕作放棄をしなければいけないような家族という方々は、何人かお目にかかって、いろいろ御相談を受けております。その中で、やはり大規模経営者に耕作を委ねなければならないような現状、あるいは農業公社にお願いしなきゃいけないような現状っていうのは、やはりその根本をたどれば、先ほど利益を追求した農業はいけないかのような御説明でしたけれども、利益が上がらないこそ続けていかれないという今の日本の農業の現状があらうかと思います。

それから、食の安全・安心について申し上げますと、今、農業製品に限らず食料品、日本の中で安心、安全抜きにして競争力に勝ち残っていけるような産業はないと思っています。これは民間の企業努力の中でもしっかり私は担保されて、自然に担保されていくものであらうというふうに思います。

それから、この本線ではないんですが、ずっと経済建設委員会の中で農業の先進地等を視察させていただくと、やはり農業経営というものが非常に際立っておりまして、しっかりと利益の上がる方法を農協なり組合なり、そういったところがしっかりやっておられると。しっかりと収益の上まっているところが成功事例として全国に上がっているということを考え合わせますと、一概にこの農業改革が御指摘のような状況になるというふうには私は思えませんが、これとは別に、やはり中山間地の誰も手を出さないような農地については、これはしっかり何らかの方法で守っていく必要もあらうかというふうに思っております。というようなことから、この陳情そのものには反対ですけれども、そういった意味も含めて趣旨採択で、意見書の提出までは必要ないのではないかという

ふうに思います。

○委員長 ほかにございませんか。

一応、自由討議ということで、御発言なさっていない委員の方、もしあれば。

○中野重則委員 この問題、理想と現実との大きな違いがあるというふうに思っております。今、中村委員がおっしゃられた内容だろうというふうに私も思っておりますので、中村委員の意見に賛成をしたいというふうに思っております。

○委員長 ほかに、よろしいですか。

討論を行いたいと思います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○古畑秀夫委員 討論というと、趣旨採択のほう、先にどうするか扱えば。

○委員長 わかりました。じゃあ、趣旨採択という意見がありましたので、先に趣旨採択についての採決をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、陳情平成27年6月第2号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情については、趣旨採択とすることにいたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 全員一致をもちまして。

○古畑秀夫委員 ちょっと待って。全員一致ってわけにはいかないな。

○委員長 全員一致ってわけにはいかない。だったら討論しないと。

○古畑秀夫委員 討論の前に、意見出ればあれでしょ。趣旨採択にということ。

○委員長 動議ってということだと扱えるから。

○古畑秀夫委員 やり方の順序としての話さ。順序として、趣旨採択って意見が出ているので、その扱いをどうするか、どういう採決をするかということで、もとへ戻してもらいたいって話をさっきしただ。

○委員長 そういうことね。

○議事調査係長 その場合は挙手で。

○委員長 じゃあ、そうしますか。失礼しました。それでは、趣旨採択との意見がございますが、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、平成27年6月第2号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情について、趣旨採択とする委員の挙手を求めます。

〔(挙手多数)〕

一応念のため、もう一度確認のため、再度、27年のこの陳情に対する趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数ということで、本陳情については趣旨採択ということで決しました。次に移ります。ありがとうございました。

---

## 陳情6月第5号 TPPに関する国会決議の実現を求めることについての陳情

○委員長 それでは、次に進みます。平成27年6月第5号、TPPに関する国会決議の実現を求めることについての陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されておりますので朗読を省きたいが、これはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 本日は議会基本条例第7条4項に基づき陳情者の方へ出席をいただいておりますので、これで陳情についての説明を求めます。

○陳情説明員 本当にきょうは貴重な時間をいただきまして、TPPに関する関係の陳情書の検討ということにやってきました。JA塩尻市の理事長の西村と、JA洗馬の組合長でございますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

では、続けていいですか。

○委員長 よろしく願いいたします。

○陳情説明員 ただいま1部、TPPの簡単で内容について、わかりやすいちょっと資料、1部ありましたので、本当に皆さんに出したら失礼な資料かもしれませんが、TPPって何だっというような資料でございますので、ちょっと配らせてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長 それでは、資料の配付を許可します。

それでは、説明をお願いいたします。

○陳情説明員 では初めに、そこに、お手元に配られました、どうなっているのTPPの資料、若干資料に基づいて説明申し上げます。皆さんも御承知だと思いますが、TPPって何だという形の中で、俗に今TPPは農業関係だけのことを取り上げられておりますが、そこに書いてあるとおり、2行目にありますとおり、ISD、また食の安全、それから医療、また国民生活に直接な重大な問題を含む協定ということで、内容については一部また後ほど説明を申し上げますが、そのようなことだということで御確認をお願いしたいと思います。

そうした中、今の交渉状況はということで、ほとんど今アメリカが中心に動いているということで、そして日本ということで、あとの10カ国については、そこらの結果待ちというような内容でございます。またアメリカの内容について、また後ほど説明申し上げますのでお願いします。そうした中、特にアメリカと日本、この二国間の協議の状況というような形の中で、そこにありますように、米、牛肉また豚肉、それから乳製品、そして自動車ということで、マスコミ等で報道されている内容ということでございます。本当にTPPの関係については情報がしっかり出ていないということで、報道関係のものが主体ということでここに載っておりますが、内容についてはお目通しをお願いしたいと思います。

それから、後ろのページでございますが、今度はTPAという言葉が出てきておりますが、ここに載っておりませんが、今回またTAAという言葉が出ております。そうした中、特に5月の22日にアメリカの上院のところでTPAとTAA、これが可決されたということが報道されているかと思います。TPAの関係については、そこに書いてあるとおり大統領貿易促進権限ということで、一切の権限を大統領に与えるということと、TAAというものについては、貿易調整支援プログラムということで、これは特にアメリカの民主党が提案しているということで、自由化になったときに労働者等を守る法律というようなことでございます。内容については省かせ

ていただきますが、この関係で上院が5月22日に可決し、それで6月の12日に今度は下院のほうにそのもの  
が行きまして、TPAは可決、それでTAAは否決されたというような形の中で、この2本の法律が一括認めら  
れないと大統領の権限が発動できないということで、今、今週になってからちょっとばたばたしているという内  
容でございます。そのようなことを時世の中でも踏まえてもらうということで、ひとつ資料の説明の仕方、ちょ  
っと省かささせていただきますが、そのような形の中で見ていただきたいと思います。

そうした中、今回TPPに関する国会決議の実現を求めることについての陳情書ということで、この関係、T  
PPの関係については、過去市長さんなり、また議長さん宛てにということで3回ほど提出してありますが、こ  
こでまた大きな動きがあるということで、再度国のほうへ委員会、議会また議長さんの名前で提出をお願いし  
たいということで本日お願いに来ましたので、お願いしたいと思います。

そうした中、陳情に関する内容でございますが、紙面のほうに載っている内容のとおり、本当にTPPの交渉  
をめぐる情勢につきましては、先ほどアメリカの動きという形で動き始めているということでございます。本来  
なら、アメリカもこれだけ積極的にやるなら、早く先ほどのTPAを可決して動いていけばいいんですが、ここ  
へ来て、そのような形ということと、また日本政府はそこに追従をしているというような形の中で、振り回され  
ているというような内容でございます。

そうした中、アメリカが決まってくれば相当進捗するじゃないかということに対して、過去に国が決めた内容、  
これらをいかに守ってもらうかということで、特に政府は交渉状況に対する情報開示等、これらが本当にはつき  
りしてこないということで、求める声に対して、一部を農水副大臣がお知らせをしますよというようなことを言  
いましたが、それはうやむやになったという形の中で、この政府の情報開示のあり方も問われているのが現状だ  
と思います。そうした中、特に米や牛肉・豚肉、また重要品目を含めて、どうしても農業団体としましては譲歩  
ができないよということで、全国農業者と一体となって今展開しているという内容でございます。

そうした中、本県の農業についても一部、東大の鈴木先生が試算された中で、長野県だけでもしこれが完全に  
関税撤廃がされた場合には、米、果実、野菜、牛肉等を中心に約1,000億円の生産量の減になるではないか  
と試算が出ております。そうした中、当JA、また洗馬JAの中でも、その1,000億円の中の多分5%でも、  
しっかりした試算は出ておりませんが、黙っていても10億先のものが落ちるじゃないかと。本当に当JAとJ  
A洗馬の合わせての販売代金が、今約55億円ぐらいという形でございます。その中の10億先が落ちるとい  
うことになれば、とてもね、農業をやっているような体制じゃないということでございますので、何をおいても  
この関係についてしっかりお願いしたいということでございます。

それとあと、先ほどあれしましたが、農業分野のみならずということで、食の安全というような形の中、また  
ISD、特にこの関係については、投資家、企業と国家間の紛争等があったときにどうするかという内容でござ  
います。しかし、この紛争の関係については、水産業的なものが世界銀行の中に、傘下に入るということで、世  
界銀行の総裁の権限者というものはアメリカが持っているということで、アメリカ主体の形の国の施策をしっか  
り11カ国に取り入れられるじゃないかということで、これは各11カ国の皆さんも反対しているということで  
ございますが、こちらについても、どこまでということがまだはっきり情報が出ておりませんので何とも言えま  
せんが、大分こちらも丸くなってきていると言われております。

それから、あと医療品関係についても、医療の関係についても、医療品の関係では、済みません、特許関係の



期間、これを延長させるということ、また臨床試験のデータ等、これらについても保護期間の延長というような形で、医療関係にも大分いい条件じゃないものが一緒に加わっているというような内容でございます。全部で21分野という形ではありますが、今8割先が、なから12カ国で協議されて進んできているという内容でございます。

そうした中、一番の関税問題、農業関係の関税についてもまだ正確に出てきておりませんが、本当に先ほども言っておりますが、米、麦、それから牛・豚肉関係、それと乳製品、それと甘味資源の関係と、この5品目については、当初、国また国会の決議等で守っていくということが決議されてきております。それは25年の4月の農水の委員会の中で決められた内容が国会決議をしてあるということでございますので、それらを何をおいても守ってもらいたいということで、塩尻市議会としても政府に対して強く働きかけていただきたいということで本日お願いでございます。

そうした中、2点ほどあれですが、国民の食と命と暮らしにかかわる事項を定めた衆参農林水産委員会の決議を必ず実現してもらいたいこと。それからもう1点は、国民への十分な情報提供を行うというような形の中でお願いしたいということでございます。

そうした中、先ほどの農協改革という形の中でも話が一部出ておりましたが、現状、塩尻市の中でいけば、一例でいいますと、米の関係、水田面積が今、当JAの管内が約900ヘクタール、またJA洗馬のほうは220ヘクタールということで、現在、米つくっての転作等もありまして、当JAが490ヘクタール、また洗馬の関係が83ヘクタールということで、約半分ぐらい、また洗馬のほうが約4割ぐらいというような形の中でやっているわけですが、これが、米が自由化、今700%先の関税等かかっておりますが、これらが全て廃止されるなり、また多くのものが輸入されてくるということになれば、荒廃地、多分1種、2種の農家の人たちが米づくりはほとんどやめるかと思えます。そうした中で本当に塩尻市のすばらしい自然環境、これらも荒廃地にさせていけないのかどうかというような形で、一例でちょっと申し上げましたが、そのような形の中で今回の陳情書の取り上げのことを検討いただけますように、よろしくお願ひしたいと思います。ちょっと雑駁な説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは委員より、先に質問だけお願ひをいたします。質問ございますか。

○古畑秀夫委員 この衆参の農林水産委員会の決議、いわゆる重要品目5項目ですか、それを守れっていうのは、どの程度、どういうふう守れっていう内容なのか、ちょっとお伺ひいたします。

○陳情説明員 質問に答えます。確かに品目は5品目、細かいことを抜きますが、これはやっぱり国会で決議してもらったということは、やっぱり何をおいても国会の意見、これをしっかり出してもらいたいなということでございます。そのような形の中で、県下20JA、各市町村のところへも同じような内容、また県議会のほうへも同じ内容で今申請して、県議会のほうはこの形で行くというのは、ちょっと情報を聞いておりますが、正式なことは聞いておりませんが、現状の中ではどうしても農業関係の5品目、これをいかに守っていくかということでひとつ御理解をお願ひして、お願ひしたいと思います。

○古畑秀夫委員 これは、いわゆる一切輸入するなとか、関税を下げるなというこの形ではなかったか。ちょっと中身を、済みません。

○陳情説明員 関税の率、米だったら777%を今現在かけているわけです。それであと豚肉とか、いろいろち

よっとありますが、それらについて現状維持を何とかお願いしたいと。それと、あとミニマム・アクセスの米の関係で、今約80万トン入っております。これらに対して今も日米の間の中では、5万トンなり10万トン枠をとるといふような形も情報は流れておりますが、実際はどうかっていうことがわからないもんだで、そこら辺がそういう形の部分的な交渉になっているのかどうかっていうのははっきりわからないので、現在としては基本のとおり国会、23年でしたか、の5月に決めてもらったそれを基本に守ってもらいたいということで、強く国会のほうへ要請をお願いしたいということでございますので、お願いします。

○委員長 古畑委員、よろしいですか。ほかに御質問ございますか。

○中村努委員 この陳情趣旨の中には、米、果樹、野菜、牛肉・豚肉・生乳等で1,029億円程度っていうふうに書いてあるんですが、この果樹、野菜というのは、この決議した重要5品目のどれに当たるんですか。

○陳情説明員 果樹と野菜の関係については、当初からは入っておりません。入っている5品目については、米、麦、それから先ほど言った牛肉・豚、それと乳製品と甘味料ということでございますが、現状、果樹の関係については関税率が大分低くなってきているということで、これらもゼロになる。また野菜関係についても大分今、関税の関係については低くなっていると。一部ゼロというようなものがありますが、そのような形の中で果樹と野菜の関係については、先行されて大分その部分、要は国民の食糧不足というようなときには緊急輸入というような形の中で輸入してきているというような形がございます。そうした中、それらも完全に自由化になって入ればということで、この1,029億円という試算がされたというところでございます。

○中村努委員 その辺が、陳情では農林水産委員会の決議を必ず守ることというふうになっていて、決議では特に果樹、野菜、現状は今御説明いただいてわかったわけですが、それが入っていないということの中で、この陳情の主な内容は、この5品目に限定して我々は捉えればいいということでしょうか。

○陳情説明員 今言われたとおりの内容で結構だと思います。ただ、現状の1,029億円の試算についても、そういう食糧関係、農産物を全て入れて出したということでございますが、初めからJAが要望しているものについては5品目ということですので、その中の1つの補足の資料という形でここに入っているということで御理解をお願いしたいと思います。

○中村努委員 ありがとうございます。せっかく西村さん、おいでいただいたのでお聞きしますが、この重要5品目以外で攻めの農業というか、そういった取り組みされていることがあったらぜひご披露いただきたいと思いますが。

○陳情説明員 もう1回、済みません。

○中村努委員 5品目以外で、要は自由化になって、こちらから逆に攻めていけるような農業の取り組みっていうものが何かあれば教えてください。

○陳情説明員 済みません。確かに守る農業ということだけではできないということで、今JA関係また農政関係の中のいろいろな形の中で、今輸出という形の中でいろいろ今検討し、また当JAについても、生鮮ものはちょっと別にしても、加工品を何とか出していきたいということで、当JAではワインなり一部加工したものを作り始めましたので、県の事業、国の事業をいただきまして、昨年から一部試行的にタイ方面、また台湾、この関係の一部出して、その中でいかに所得を上げる方向へ持っていくかということと、また農産物については、いいものだけというわけじゃなくて、どうしてもB級品なり、またそういうふうに出た後のもの、これらも加工し

てどういう形になるかということで、六次化産業の制度を使いしな取り組んできているということと、農商工連携と言われる形の中で、一次産業、生産者だけではなくて、二次産業、三次産業、これらも含める中で、総体で農業所得を上げる方法ということで今、全国JA、また農業者団体がいろいろな形で今取り組んできております。そこらも含めて、これからは内部の自分たちで食べるものは自分たちで守るということも大事ですが、それ以上にできたものは、いかに今度はほかへ持っていく。全世界ではまだ食糧不足と言われておりますので、そこら辺のルートをどういう形でやるかということは、また行政の皆さんとも一緒に踏まえる中で、日本の農産物を海外へ進出ということは、これからどンドン進めていかなきゃいけないということで、部分的にはちょっと始めてきているというところが現状でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに御質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ自由討議としたいと思います、よろしいでしょうか。それぞれ確認、御意見を伺いたいと思います。

○副委員長 陳情の趣旨という意味ですね、衆参農林水産委員会決議ですね、まことに申しわけないですが、勉強不足で、何を決議したのかをわからないまま、これを陳情という形で一緒にはできないと思うんですが、どこを見ればいいですか。それを確認をしましょうよ。

〔「さっき説明したじゃん」の声あり〕

○副委員長 そうですか。済みません。もう一回確認させてください。

○委員長 村田委員、いいですかね。ほかの。先に進めます。ほかにごございますか。自由討議です。

○古畑秀夫委員 国会の委員会ではあったにしても、衆参の農水委員会で決議がされているという重みと、それから現実には今、米余りで大変米が安くなっちゃって、農家は大変困っているって。きのうも消防委員会があって、たまたま消防委員のテヅカライスさんの社長さんともちょっとお話したんですが、米が下がっちゃって、大きいほど大変だなんてお話をお聞きしましたけれども、そういう意味でも、やはりきちっとこの国会決議を守らせるという意味では今重要な段階に入っておりますので、この陳情について、討論だで、いいですか。

○委員長 いいです。いっしょに。結構です。

○古畑秀夫委員 陳情については、賛成をしてみたいというふうに思います。

○委員長 ほかにございますか。

○中村努委員 私もですね、それぞれ農林水産委員会で決議されたことは当然守るべきでありますので、それを守るべきだと言っていく方向には賛成をさせていただきたいと思います。ただし、先ほど質問でも申し上げましたが、意見書の文案等においてはですね、やはり正確に5品目に限定したような表現の仕方、そういうことがいいのではないかというふうに思います。

○委員長 ほかの委員、いかがですか。御意見ございませんか。

なければ、採択という意見が出ておりますが、平成27年の採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、平成27年6月第5号、TPPに関する国会決議の実現を求めることにつきましては、採

択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、陳情平成27年6月第5号、TPPに関する国会決議の実現を求めることについては、全会一致をもちまして採択することに決しました。

この陳情書は意見書の提出を求められておりますので、引き続き意見書の提出について審議いたします。それでは、意見書の案文がありますので、事務局から配付を願います。

よろしいでしょうか。朗読のほうを省略させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○**委員長** 委員より質問、御意見ございますか。

○**中村努委員** 済みません。言った行きがかり上、直さざるを得ない。済みません。3段目ですかね、JAグループの試算によると云々から1,029億円程度の生産減少が見込まれるなどという部分ですが、これは削ったほうがいいと思いますので、ざっくりとですけど、本県農業においても農畜産物の関税撤廃がなされた場合、多大な生産減少が見込まれる、などというふうな表現にしたほうがいいのかなどというふうに思います。

○**委員長** いいですか。言い切りましたか。

○**古畑秀夫委員** TPPが交渉が妥結をしてくると、こういう影響が長野県内に出るということで、特に重要5品目という5つについて国会では決議しておりますけど、それ以外にここに出ている野菜だとか、そういったものへも当然影響が出ると。その場合には、試算であるけども1,029億円程度、県内の農家にも影響が与えられるという試算になっておりますので、TPP全体のことを捉えると、この文章は別に残しておいてもいいと思いますけどね。

○**委員長** そういう意見ですが、ほかの委員、いかがですか。

○**牧野直樹委員** 塩尻市の議会として出すやつであれば、別に入れておいても差しさわりのないと思いますんで、古畑委員の意見と一緒にございます。

○**副委員長** そういう意味で、この文章について、先ほどの試算のされた方ですね、このあたりもありますし、それからこの意見書の中で、いただいた資料には平成25年4月のという決議というようなことが出ているかと思うんです。その範囲をきちっと出典とかですね、そういうものを特定していくような文書構成っていうのは必要ないでしょうか。私は必要だと思います。

○**中野重則委員** この1,029億円の捉え方とすれば、JAグループの試算と、こういう前書きがあるわけですから、このとおりの文面でよからうというふうに思います。

○**委員長** 中村委員、まだ御意見ありますか。

○**中村努委員** 説明の文章という捉え方をすれば別にそんなにこだわるものではありませんけれども、ちょっと先ほど古畑委員が言われたこととは違います。この意見書はあくまでも国会決議を実現してくれということですので、TPPが実現された先にまだ波及することまで求めているものではないということ。いわゆる解説としてこういう試算があるということであれば、別にそんなにこだわるものではないです。

○**委員長** こだわらないと。このまま載っていても大丈夫だということよろしいですか。

○**中村努委員** いいです。

○委員長 わかりました。それでは、委員長から提案をさせていただきたいと思いますが、意見書案については、こちらの配付した文章をそのまま意見書として提出したいと思いますが、各委員、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。異議なしと認め、本意見書をそのまま本会議のほうへ委員会として報告及び提出したいと考えますのでよろしく願いいたします。一応ですね、字句、数字その他整理を要するものについては委員長に一任願いたいですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、陳情の審査を終わります。両理事長、ありがとうございました。行政側から、何かありますでしょうか。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長 産業振興事業部、建設事業部、水道事業部、いずれの部におきましても重要課題、山積しているところであります。議会閉会中につきましても継続審査をお願い申し上げます。以上です。

○委員長 ただいま、継続審査につきまして申し出がありました。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。  
それでは、理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 慎重審査をいただき、提案を申し上げました全ての議案について了解をいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、6月定例会産業建設委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時41分 閉会

平成27年6月22日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印